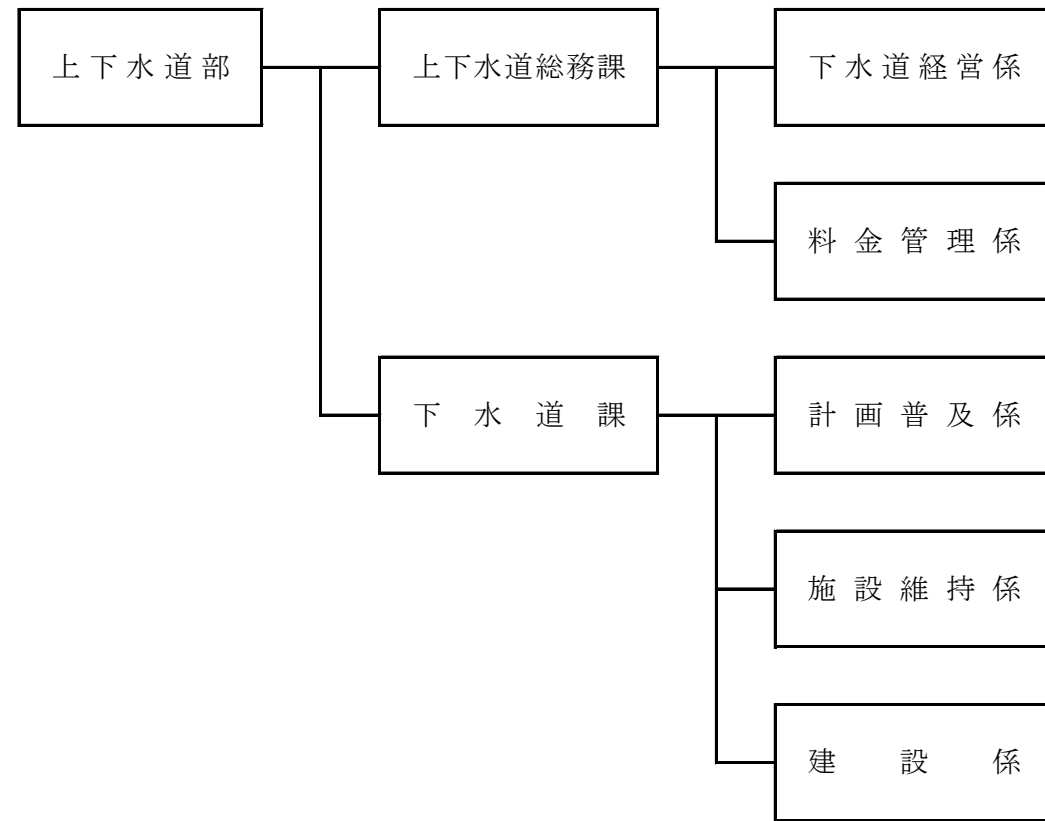


別紙①

下水道事業組織図



分掌事務

下水道経営係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道事業に係る経営企画に関する事。 (2) 下水道審議会に関する事。 (3) 下水道事業に係る職員の服務、給与その他人事に関する事。 (4) 下水道事業会計に関する事。 (5) 契約(下水道施設の工事・維持に伴う契約を除く。)及び用度事務に関する事。 (6) 資産の管理に関する事。 (7) 公印の管理に関する事。
料金管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道使用料の賦課、調定及び徴収に関する事。 (2) 下水道の受益者負担金等の賦課、調定及び徴収に関する事。 (3) 下水道使用開始及び休止に関する事。 (4) 下水道使用料、受益者負担金等の滞納対策に関する事。 (5) 下水道使用料、受益者負担金等の催告に関する事。 (6) 下水道使用料、受益者負担金等の延滞金に関する事。 (7) 下水道使用料、受益者負担金等の不納欠損処分に関する事。
計画普及係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道事業の総合調整及び汚水処理施設整備構想に関する事。 (2) 下水道事業の計画及び事業認可に関する事。 (3) 下水道事業の普及、啓発に関する事。 (4) 特定事業所に関する事。 (5) 宅内排水設備設置資金の融資あっせん及び利子補給に関する事。 (6) 宅内排水設備及び水洗化に関する事。 (7) 下水道指定工事店の指導に関する事。 (8) 課の庶務に関する事。
施設維持係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道に係る終末処理場、管路及び中継ポンプ施設の維持管理に関する事。 (2) 集落排水処理施設設置地域との調整に関する事。 (3) 下水道台帳に関する事。
建設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道事業の設計、施工及び監督に関する事。 (2) 既設開発団地に係る接続等に関する事。